

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う 政令及び省令で定める内容の検討状況について

1 政令

○ 農薬取締法の一部を改正する法律（改正法）の施行日

改正法第 1 条の施行日：2018 年 12 月 1 日

改正法第 2 条^{（注）}の施行日：2020 年 4 月 1 日

（注）農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実、使用期限に関する改正部分

○ 再評価の手数料の額（法第 8 条第 7 項）

（調整中）

2 省令

○ 提出すべき資料（法第 3 条第 2 項）

農薬の登録申請に当たり、提出しなければならない資料として、農薬原体の組成、薬効・薬害、毒性、農作物への残留、土壌や環境への影響に関する試験成績等を定める（従来から要求しているもの）。

（農薬使用者及び動植物に対する影響評価の充実は、改正法第 2 条施行時に追加）

○ 特定試験成績及びその信頼性を確保するための基準（法第 3 条第 2 項）

特定試験成績として、農薬の毒性、農作物への残留等を具体的に定める。信頼性を確保するための基準として、機器・試薬の管理方法、試験施設の組織体制（信頼性保証部門の設置）、試験実施の計画及び記録の作成・保管等を定める（OECD 準拠）。

○ **提出すべき資料の省略（法第3条第3項）**

農薬原体の組成及び毒性の強さが同等なもの（ジェネリック農薬）について、申請時に提出を省略することができる試験成績として、毒性、農作物への残留等を具体的に定める。なお、これらの試験成績は、先発農薬の登録から15年が経過した農薬原体に関するものとする。

○ **再評価の実施期間（法第8条第2項）**

再評価を行う期間は、概ね15年ごととする。

○ **販売者の届出様式（法第17条）**

省令で届出様式を定めるとともに、インターネット販売等、販売所で直接農薬を販売しない場合には、販売者の「事務所その他これに準ずる場所」を販売所として届け出なければならないこととする。

○ **帳簿の備付け等（法第20条）**

帳簿は、最終の記載の日から3年間保存しなければならない（法律で定めていた保存期間を省令で規定）。

○ **生産及び輸入数量等の報告義務（法第29条第1項）**

農薬製造者が、毎年、農林水産大臣に報告しなければならない事項として、人畜等への被害の発生に関する情報や研究報告、外国における登録の変更や取消しに関する情報等を追加する。